# 住民税均等割課税世帯給付金給付事業等について

エネルギー・食料品価格等の高騰による影響を大きく受けている生活者に物価高騰対応重点支援 地方創生臨時交付金を活用し、次の事業を実施します。

### 【健康福祉部】

## 住民税均等割課税世帯給付金給付事業 61,500 千円

◆事業概要

令和5年度における住民税均等割のみ課税されている世帯に10万円を現金給付する。

◆対象者

住民税均等割のみ課税世帯 600 世帯

◆給付額

100,000 円/1世帯

## 住民税非課税子育て世帯等給付金給付事業 13,125 千円

◆事業概要

令和5年度における住民税非課税世帯と均等割のみ課税されている世帯に扶養されている 18歳以下の子ども一人に5万円を加算する。

◆対象者

住民税非課税世帯 200人 住民税均等割のみ課税世帯 50人 計250人

◆給付額

50,000 円/子ども1人

## その他

- ◆スケジュール
  - 2月上旬 対象者抽出
  - 2月中旬 確認書類等の郵送
  - 3月上旬~中旬 振込開始
- ◆事務の簡素化

本事業から郵送した確認書類等の内容に変更や受け取り拒否等が無ければ、<u>返信は不要と</u> し、郵送から約2週間後には指定口座に振り込む事が可能となる。

2023.12.15 大臣閣議後記者会見公表資料

2023年12月

内閣府特命担当大臣 (経済財政政策)

- 様々な層の国民に丁寧に対応しながら、物価高に対応し、可処分所得を増やす
- ●「<u>簡素(わかりやすく事務負担が少ない)</u>」「<u>迅速(特に低所得の方々)</u>」「<u>適切(できるだけ公平に)」</u>のバランス

#### 令和6年のできる限り早期に開始 年内・年明け以降速やかに開始 【3】令和6年度住民税情報 【4】令和6年に入手可能な 【2】令和6年2~3月を目途に早期開始を目指す 等をもとに給付 課税情報をもとに給付 低所得者の子育て世帯に、 新たに 定額減税しきれないと 世帯内で扶養されている18歳以下の子に5万円/人を加算 住民税非課税 見込まれる方に、 住民税均等割のみ課税 住民税均等割のみ課税世帯に、 となる世帯に、 ・減税額確定(令和7年3月確定申告) 住民税非課税世帯と同水準の10万円/世帯を給付 を待たず、令和6年に入手可能な 現在のこれら世帯と 課税情報をもとに、前倒しで給付 同水準の 10万円/世帯を給付 ・自治体の事務負担などを踏まえ、 1万円単位で差額を給付 ※実績が判明し、「減税+給付」が 不足する場合、追加支給 低所得者の子育て世帯 【2】 【1】 年内にも開始 定額減税しきれない と見込まれる方 住民税非課税世帯に、 住民税均等割 住民税均等割 住民税所得割/所得税納税者 [4] 1世帯7万円追加給付 非課税世帯 のみ課税世帯 [1] [2] 定額減稅 自治体へ情報提供 多くの自治体でこの夏以降 3万円を目安に支援 1人4万円※×(本人+扶養親族) 迅速支給をサポート 新たに非課税等となる世帯 ※6年分所得税3万円、6年度分個人住民税1万円 (3)

(年収)